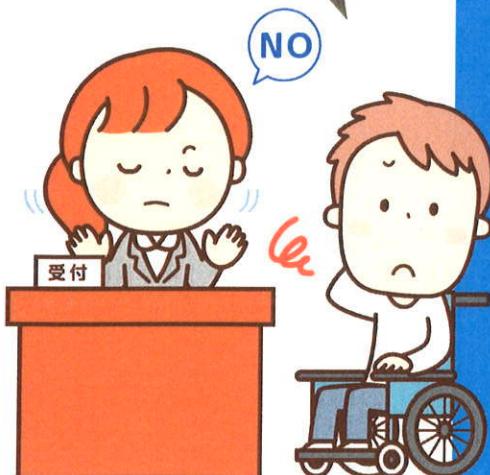


しょうがい
障害があることを
り ゆう さ べつ
理由に差別された。
ごう り てき はい りよ てい きょう
合理的配慮の提供が
されなかった。



静岡県 解消相談窓口 障害者差別



しょう がい しや さ べつ かい しょう およ ごう り てき はい りよ
障害者差別解消及び合理的配慮の
てい きょう き がる そう だん
提供についてお気軽にご相談ください。

電話

054-252-9800

相談日時 ▶ 週3日 火木金 の午前10時から午後4時

FAX

054-252-0016

Eメール

soudan-csw@yr.tnc.ne.jp

住所

静岡市葵区駿府町1番70号 静岡県総合社会福祉会館4階
一般社団法人 静岡県社会福祉士会

この相談窓口は、静岡県から一般社団法人静岡県社会福祉士会が委託を受け運営しています。